

## 学校の先生方へ

### 合唱祭等を収録したCD・DVDを 製作されるとき著作権手続きについて



合唱祭等の学校行事の様子を収録し、生徒等に配布するためにCDやDVDを製作する場合は、著作権手続きが必要です※1。


JASRACの管理作品を収録する場合、学校または製作事業者が許諾を得る必要があります。許諾を得ていない場合は、学校側が法的責任を負うこともありますのでご注意ください。

※1 学校行事の記念のために、生徒等にCD・DVDを配布することは、授業の過程における使用ではないため、「学校その他の教育機関における複製等」（著作権法第35条）の権利制限には該当しません。

#### ■製作を依頼する事業者は契約締結事業者ですか？

学校行事の様子を収録し、生徒等に配布するためにCD・DVDを製作することについて、利用許諾契約を締結している事業者を公表しています※2。

→<http://www.jasrac.or.jp/news/pdf/sotsucon01.pdf>

ただし、JASRACから許諾を得ている場合は、CD・DVDに許諾番号とロゴマーク  が表示されていますので、許諾が得られているか否かは、許諾番号等の表示をご確認ください。

※2 同意した事業者に限り公表していますので、掲載されていない事業者であっても、利用許諾契約を締結している場合があります。

#### お問い合わせ

一般社団法人 日本音楽著作権協会 (JASRAC) (受付時間 平日9時～17時)  
録音・ビデオグラム課 TEL 03-3481-2169 E-MAIL [rokuon-edu@pop02.jasrac.or.jp](mailto:rokuon-edu@pop02.jasrac.or.jp)